

消費税増税の取り扱いについて

令和元年 10 月 1 日より消費税及び地方消費税の税率が 8%から 10%に引き上げられます。そのことに伴い、水道料金・下水道使用料の消費税率も変更になります。

国税庁より、消費税率に関する経過措置として、法令解釈通達がありました。今後市民に請求する恵庭市の水道料金・下水道使用料は以下のとおりとなります。

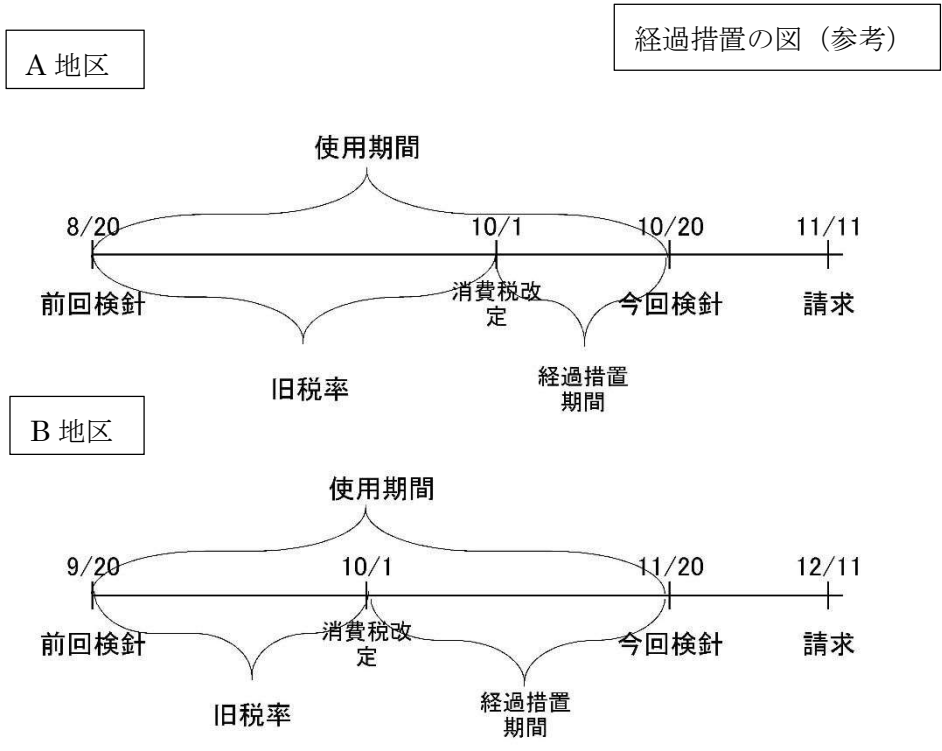
尚、恵庭市では漁川を堺に札幌側 A 地区、千歳側を B 地区とし、2 ヶ月に 1 回の検針となります。

A 地区

9-10 月使用分 (11 月納付分) 10 月検針 旧税率 (8%) 適用 経過措置対象
 11-12 月使用分 (1 月納付分) 12 月検針 新税率 (10%) 適用

B 地区

8-9 月使用分 (10 月納付分) 9 月検針 旧税率 (8%) 適用
 10-11 月使用分 (12 月納付分) 11 月検針 旧税率 (8%) 適用 経過措置対象
 12-1 月使用分 (2 月納付分) 1 月検針 新税率 (10%) 適用



【参考】新税率（10%）における水道料金・下水道使用料の計算

計算の根拠となる法令

（恵庭市水道事業給水条例）

（別表第1）

第26条 料金は、別表第1に定めるところにより算出した基本料金及び超過料金の額の合計額に消費税法に規定する消費税及び地方税法に規定する地方消費税の額に相当する額を加算した額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

水道料金（1ヶ月）

用途	区分	基本水量	基本料金	超過水量 1mにつき
家事用		8mまで	1,190円	213円
家事用 以外	Φ13	10mまで	1,904円	298円
	Φ20~25		4,285円	
	Φ30~40		6,380円	
	Φ50~75		10,857円	
	Φ100以上		21,714円	
公衆浴場用		100mまで	10,476円	123円

（恵庭市公共下水道条例）

第16条 使用料の額は、次の表に定めるところにより算出した基本料金及び超過料金の額の合計額に消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する消費税及び地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の額に相当する額を加算した額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

下水道使用料（1ヶ月）

（表）

用途	区分	基本汚水量	基本料金	超過汚水量 1mにつき
家事用汚水		8mまで	885円	108円
業務用汚水		8mまで	1,209円	150円
公衆浴場の汚水		汚水量1mにつき 12円		

*汚水の量は、使用水量に基づいて算定します。

○計算例

※一般家庭で使用水量が2ヵ月で40m³の場合

・水道料金

$$\left\{ \underbrace{(1,190円 \times 2ヵ月)}_{\text{基本料金}} + \underbrace{(40-16)m^3 \times 213円}_{\text{超過料金}} \right\} \times \underbrace{1.10}_{\text{消費税}} = 8,241円$$

・下水道使用料

$$\left\{ \underbrace{(885円 \times 2ヵ月)}_{\text{基本料金}} + \underbrace{(40-16)m^3 \times 108円}_{\text{超過料金}} \right\} \times \underbrace{1.10}_{\text{消費税}} = 4,798円$$